

池田文書の研究(63)

官庁関連の書簡(その6)

池田文書研究会

- 4 明治14年11月2日 (1070)
来ル七日(月曜日)午後一時より諮詢惣会ニ於て別紙議案相議候ニ付てハ、同日御出席相成度此段総理之指令ニ付申上候也
十一月二日 諮詢会⁽¹⁾取調掛
池田総理心得殿
- (1) 諮詢会^{しじゅんかい} 明治14年東大総理の諮問機関として設置し、各学部の見意見を徴した。
(注) 池田謙齋が東大総理心得在任中(14年-19年)11月7日が月曜日になるのは14年のみである。
- 5 明治16年1月15日 (2096)
(封筒表) 池田総理心得殿 東京大学
別紙入学規則但書追加之儀、予備門⁽¹⁾長ヨリ稟請候ニ付キ諮詢總會ニ会員ノ意見ヲ問フ
十六年一月十五日 総理⁽²⁾
右之通被相達候間、別紙議案老通御廻シ致し候、御意見有之候ハ、来十八日正午迄ニ以書面御申出有之度候也
同日 諮詢会掛
池田謙齋殿
- (1) 予備門 東京大学入学予備の教育機関。修業年限4年。明治10年法・理・文学部で行われていたが、後に医学部の予科も予備門に統合された。
(2) 総理 東大初代総理 加藤弘^{ひろゆき}之。明治14年より19年まで在職。明治の啓蒙思想家。(1836-1916)
- 6 明治 年2月18日 (1039)
今午後一時ヨリ開会可相成惣会ハ都合ニヨリ見合ニ相成候間此段及御通知候也
二月十八日 諮詢会掛
- 7 明治 年11月6日 (2095)
(封筒表) 池田謙齋殿 東京大学
(封筒裏) (封印 諮詢会取調掛)
東京大学教務課 印
別紙議按ニ就キ本日午後一時ヨリ諮詢惣会被相開候間、議按相添此段御通知および候也
十一月六日 諮詢会取調掛
池田総理心得殿 閣下
- 8 明治 年6月9日 (809)
明日出航之便船にて帰国致候ニ付、右御暇乞参上候旨申置候間、御届ケ申上候也
六月九日 医学部当直
池田謙齋殿 執事御中
- 9 明治 年3月11日 (2088)
別紙之通本省より通知有之候ニ付此旨得御意置候也
三月十一日 庶務課
池田総理公閣下
- 10 明治16年6月7日 (2025)
来ル十一日(月曜日)午後六時本郷向ヶ岡警視庁持弥生舎ニ於て今般帰国之理学部教師ユーウキング及ポール饗応有之候ニ付ては、同日時御列席御坐候様可申上旨ニ付此段上申候也
但御差支ニて御臨席難被為在候ハ、明日までニ御報知奉仰候也

- 明治十六年六月七日 大学庶務課 体操演習観覧券表
一橋通町貳番地 体操伝習所
- 11 明治 17 年 12 月 27 日 (2087)
医学士製薬士中増俸之義伺濟相成候ニ付、本日左記之人員増俸相成候条、此段為念御報知申上候也
当直医
東京大学御用掛 浦島堅吉
〃 山縣直吉
〃 尾沢良一
〃 戸塚卷蔵
〃 河本重次郎
〃 緒方収一郎
〃 森永友健
〃 石黒宇宙次
〃 村田謙太郎
〃 高木文種
右各自今月俸金四拾円
病理学教場補助
東京大学御用掛 西郷吉義
自今月俸金四拾円医学部准助教授
医学部教場補助
東京大学御用掛 柴山正秀
〃 小山 哉
自今月俸金三拾円
十七年十二月廿七日 東京大学 庶務課
池田総理心得殿
- 12 明治 年 5 月 3 日 (466)
池田君御帰京相成候由風聞有之、右は確實ニ候哉及御問合候也
五月三日 医学部庶務課
池田家執事御中
- 13 明治 15 年 3 月 30 日 (1250)
拝呈、陳ハ来ル四月一日午後一時より体操伝習所ニ於テ同所生徒、府県伝習員并ニ東京両師範学校生徒等連合シ体操術ノ全体ヲ演習可為致候ニ付、当日右演習観覧券回付いたし来候条、則進呈仕候也
三月三十日 医学部庶務課
池田 総 理 殿 閣下
- 14 明治 年 9 月 17 日 (2092)
別紙石原助安え之辞令書え手検印被下度候也
九月十七日 東京大学庶務課
池田総理心得殿
- 15 明治 年 3 月 12 日 (1469)
別紙本省え差出候間、御捺印被下度此段上申候也
三月十二日 会計掛
池田総理公 閣下
- 16 明治 年 1 月 17 日 (1470)
別紙御捺印被下度此段上申候也
一月十七日 会計掛
池田総理公 閣下
- 17 明治 年 2 月 10 日 (2089)
本日迄仕拂之金高、別紙本省え報告可仕と存候間、御捺印被下度此段上申候也
二月十日 会計掛
池田総理公 閣下
- 18 明治 年 8 月 23 日 (3617)
拝見仕候、然ハ過刻申上候御旅費之義、貴官御分ト渡辺分ト間違え何共奉恐入候、即御不足分五円八十錢御使え御渡申上候、尚委細之義拜鳳之上万々可申上候、右不取敢拜答耳如期御坐候、謹言
八月廿三日
- (注) 本書簡には出受信名はないが、会計掛より池田謙齋宛に出したものとと思われる。
- 19 明治 10 年 10 月 22 日 (2986)
昨年十月、十一月、十二月定額金内訳表三冊書式相改り候間、認め直し之義、本省より申越別紙之通相認直候間、御捺印被成下度此段上申候也

- 十月廿二日 東京大学医学部総理代理
用度課
池田公 閣下
明治九年十月, 十一, 十二月三ヶ月分捺印差出し候事
明治十年十月廿三日
(以上 書面右肩に池田謙齋書き入れ)
- 20 明治 年6月27日 (2090)
(封筒表) 池田総理公閣下御捺印願 用度課
額外常費外国人旅費金千三百円額内え流用相成候間, 受取方本日至急可申出ニ付, 御捺印被下度此段上申候也
六月廿七日 用度課
池田総理公 閣下
追て本省より之達写供御一覽候也
- 21 明治 年5月17日 (2091)
別紙勘定帳内訳表調べ直, 至急差出候様本省より申越候間, 御捺印奉願上候, 依て上申候也
五月十七日 用度課
池田総理公 閣下
- 22 明治 年12月3日 (2983)
報告書本省相差出候間, 附紙之ヶ所二ヶ所, 仮払^(ママ) 算報告壱葉共三ヶ所御捺印被下度此段上申候也
十二月三日 用度課
池田総理公 閣下
- 23 明治 年4月14日 (2984)
別紙予算帳調直ニ相成候間, 御捺印被下度此段上申候也
四月十四日 用度課
池田総理公 閣下
- 24 明治 年10月25日 (2985)
本省より別紙附箋之通認直之儀申越候間, 御捺印被下度此段上申候也
十月廿五日 用度課
池田総理公 閣下

25 明治 年3月26日 (3528)
拜啓, 御発駕前嘸々御多忙奉恐察候, 然は過刻申上候御願書之義, 庶務課へ問合候処, 御許可之御沙汰有之候ハ、省より直ニ御通達可申上旨被申聞候間, 左様御含受被下度候, 尚又共保社御出金之義御留守宅へ御申置ニ相成候様いたし度, 乍序此義も一応申上置候, 要用ノミ如此ニ御座候也

三月廿六日

呉々も長途御保護奉祈候

(注) 本書簡には出受信名はないが, 用度課より池田謙齋宛に出したものである。

E 陸軍省関連書簡

- 1 明治7年10月22日 (3676)
普国伯靈⁽¹⁾ 医学校私費留学⁽²⁾
東京府貫族士族 正七位 池田秀之
普国留学申候事
右同人
医学終業ト可相心得候事
但留学中当省参謀局可為管轄, 且為学資一ヶ年一千円下賜候事
(陸軍省用箋使用)

(1) 普国伯靈 プロシヤ国ベルリンの事。

(2) 私費留学 この時池田謙齋の文部省留学期限は切れていた為私費留学となつていた。

- 2 明治 年5月17日 (3693)
別紙通称相用度旨御届之処, 右は本貫東京府え相届聞済之旨御書加へ御差出可被成候, 其手順未タ無之候得は至急其御届方可有之候, 依テ別紙一応返却ニ及候也
五月十七日 参謀局第一課
池田謙齋殿

- 3 明治9年5月26日 (554)
(封筒表) 池田謙齋殿 参謀局第一課
今般独逸国ヨリ帰朝被致候ニ付, 其旅費過日在独国桂少佐え宛相送り候処行違ニ相成, 定期より早ク帰朝被致候, 就テハ其旅費ハ於当局御渡候得

共、独逸兎足之節ニ何レカニテ旅費借入金被致候義ニテ、追テ独国え其返金被差送候次第等ニ候乎、又ハ自金ヲ以テ旅費遣払帰朝被致候乎、右は当局會計上之都含有之候ニ付、一応其趣き承知致度此段申進候也

九年五月廿六日 参謀局第一課
池田謙齋殿

4 明治10年11月10日 (1693)
送第五千五百八十号 (印)

陸軍々医監 池田謙齋

右本日午後第四時仮皇居ニ於テ御陪食被仰付候条、軍服着用参内候様可相達此旨相達候事

明治十年十一月十日陸軍卿 山縣有朋代理
陸軍中將 西郷従道
本病院長 陸軍々医総監 松本順殿
(陸軍省用箋使用)

5 明治11年6月29日 (3029)

元看病卒遠藤義雄^(カ)、奉職中食料取過弁納可致之所帰県いたし候、付ては同人共採用之節身元御引受ニ相成候間、至急返納候様本人共え御通知有之度、此段及御依頼候也

明治十一年六月廿九日
陸軍本病院 糧食課 (角印)
池田軍医監殿
(陸軍本病院用箋使用)

(注) 本件に就き、池田謙齋より陸軍本病院糧食課宛の返事と思われる下書きがある。

6 明治 年 月 日 (3654)

元看病卒遠藤義雄奉職中食料取過帰県いたし候ニ付てハ、採用之節拙者身元引受ニ相成候間、右届至急返納いたし候様本人付え御掛合之趣不存寄義と存候、右遠藤義雄採用之節身元引受候覚無御坐候

(注) 発受信名なし。池田謙齋自筆。

7 明治14年8月8日 (697)

(封筒表) 神田区北甲賀町九番地

陸軍々医監 池田謙齋殿

明九日皇女⁽¹⁾御命辰式被為行太政官休暇候旨御達相成候ニ付、本省事務休暇候条此旨相達候事

十四年八月八日
陸軍卿大山巖代理 陸軍少将 小沢武雄

(1) 皇女 明治天皇第4皇女^{あきこ}内親王^{しげの} (滋宮^{みや})。明治14年8月3日御生誕。

8 明治18年10月26日 (1492)

来ル三十日午前第八時より当部検閲相成候条、正装出頭可有之、此旨相達候事

明治十八年十月廿六日
軍医本部 (角印 陸軍軍医本部)
軍医監 池田謙齋殿

追テ病氣等ニテ不参之節 (欠) 正午時迄ニ可届出事

(陸軍軍医本部用箋使用)

9 明治20年3月8日 (696)

常第108号 送乙勿741号

皇太后陛下明九日還御被為在候条、陸軍礼式ニ依り御着後二十四時間内ニ於テ青山御所へ伺候スベシ

明治二十年三月八日
陸軍大臣伯爵 大山巖

右相達ス

明治二十年三月八日
東京鎮台司令官子爵 三好重臣⁽¹⁾

神田区駿河台北甲賀町九番地
陸軍々医監 池田謙齋殿
同区中猿楽町十七番地佐藤周次郎方
陸軍工兵少尉 堅田庫二郎殿

(1) 三好重臣^{みよししげおみ} 陸軍中將。天保11年生まれ。萩藩雇。奇兵隊に入隊後戊辰・西南戦争に参加。第一師団長、教育総監歴任。子爵。(1840-1900)

- 10 明治38年12月11日 (3495) 二月十五日 本部庶務課
陸軍中央幼年学校生徒 池田軍医監殿
池田友五郎⁽¹⁾
- 退校ヲ命ス
明治三十八年十二月十一日
教育総監部
- (1) 池田友五郎 池田謙齋の5男, きねの2男.
(1889-1976)
- 11 明治 年5月16日 (1079) 五月十六日 総監附書記
戊辰以来之履歴書被差出候様総監殿被申聞候条,
至急御指出有之度, 此段申進候也
池田謙齋殿
追テ履歴書雛形御廻送候, 尚美濃無野紙ニ候条
申添候也
「号外五ノ拾六号」
(陸軍本病院用箋使用)
- 12 明治 年2月15日 (2669) 三月廿九日 本病院書記
別紙到来ニ付差上御落掌被下度候也 池田軍医監殿
- 13 明治 年11月15日 (2670) 十一月十五日 本部庶務課
別紙石摺物夫々え配附可致旨本省より申来候ニ
付, 御送附可致様石黒軍医監殿被申聞, 則及如是
候条御落掌被下度候也 池田軍医監殿
- 14 明治 年11月14日 (1151) 十一月十四日 本病院当直
別紙之通第一局より申来候ニ付, □□不御参ニも
候ハ、明十五日午前十時迄ニ御申越被成度此段申
進候也 池田軍医監殿
- 15 明治 年3月29日 (2031) 別紙小沢大佐殿より到来ニ付, 差出候間御落手被
下度候也

池田謙齋の書簡及び官庁届等関連書類(1)

A 池田謙齋の書簡

- 1 明治9年5月17日 (3692)
謙齋儀, 明治三年十一月普国留学被仰付, 渡航之
節ニは通称実名併称之節ニ, 彼地在学中両様共相
用居候処, 外国旅行証并ドクトル免証其他於普国
致著述候書籍とも都て謙齋と相記有之候間, 尔後
実名秀之を相廃し, 通称謙齋を相用候條此段及御
届候也
明治九年五月十七日 東京府士族池田謙齋
陸軍参謀局長 陸軍中將 鳥尾小弥太殿
- 2 明治16年8月24日 (474)
去ル二十二日木賀⁽¹⁾出立, あしの湯一泊, 昨二十
三日箱根駅へ参り, はぶや四郎右衛門方え止宿仕
候, 私共両人小供も到て丈夫, 皆々大悦, 私びよ

うきもさつぱりいたし候様ニ奉存候, 一応かぜを
ひき候へ共, 湯ニいりながらなお申候, さてこ
のはぶやと申すハはこねのこすいのふちにて, け
しきいたつてよろしく, ことに昨日よりてんきよ
ろしく, ふじをひと眼ニながめ, 且朝夕ハすゞし
く, 綿入ればおりを着し申候, ことに小供大よろ
こび, 昨日ハふねにてこすいをこし, うばこの湯
と申して, むかし山うばの入り候湯に参りかたが
た大たのしみニ御座候, 三, 四日ののちあたみの
かたへ参候つもりニ御座候, 天しやう院様⁽²⁾もこ
のち御たいりう, 一兩日前あたみえ御こし, 又々
御帰り被申事ニ御座候, 皆々よりよろしく申あげ
たく候, かしく
八月廿四日 池田謙齋
御母上様

尚々小原へよろしく御頼申上候、以上

- (1) 木賀 箱根の木賀温泉。
 (2) 天しやう院 天璋院。徳川第13代將軍家定の御台所。薩摩藩藩主島津齊彬なりあきらの養女。通称篤姫あつひめ。明治16年11月12日没。享年47。（1837-1883）

(注) この書簡を明治16年としたのは、16年8月27日付宮内省発の（箱根）木賀 松坂寿平次方 池田謙齋宛の封筒がある（日本医史学雑誌第64巻第1号64頁）。この封筒は至急書留としてあり、木賀の底倉郵便局から小田原郵便局を経由して熱海郵便局へ転送され池田謙齋に届けられたと思われる。封筒の中味は見当たらないが、同年9月6日薨去された明治天皇第3皇女滋宮韶子内親王の病状報告と推測する。尚本書簡は深瀬泰旦著「明治天皇皇子女夭折問題関連の newly 出史料」（日本医史学雑誌第64巻3号319頁所載 平成30年9月20日発行）の説を裏付けるもので、滋宮の拝診は漢方医の浅田宗伯等が主導し、池田謙齋は関わっていないことを示す。

3 明治20年1月18日 (1089)

十六日出之御文拜見、御やうだい承知いたし申候、佐藤様⁽¹⁾よりもくわしく御申し被下候、佐藤様之御きづけ之薬も、宅より持参之薬もおなじ事ニ候故（せんやく）、一日一貼づゝせんじ御用ひ被成候てもよろしく御座候

○しよくじよろしく御座候ハ、宅より持参之びん入之水薬（ニガキ薬）チイサキさじにかるく一日三ばいつゝせんじ御用ひ可被成候

○久宮様⁽²⁾少々ハ御よろしく、今日は宅え帰り申候、明日より又々つめきりニ相成候半と奉存候

○此てがみ平田東助様⁽³⁾え御申被下度候、秀男⁽⁴⁾も至て達者之よし品川様⁽⁵⁾より之てがみにて申参り候、品川様ハ三月はじめに御歸りのよし御申しニ御座候

○次郎のかぜいまだなをらず、せきいで候故学校え遣し不申候、しかしさしたることにてハ御座なく、存外当人ハ大丈夫にてあばれ居申候、を

ばあ様もいたつて御そふけんニ御座候

○当地今十八日あけ五時ころより雪降り出し、タ八字すぎいまたやみまなく降りつゞけ尺朧たらずつもり申候、只今之やふすにてハまだつもり候半とぞんじまいらせ候、三、四日来べしてさむさつよく、往来などもこふりつめ居申候、佐藤様、長与様、平田様えよろしく御願上候、あらあらかしく

一月十八日夜八字認め 池田謙齋

おいくどの⁽⁶⁾

おきねどの⁽⁷⁾

入用之品ハ何にても御申し被成度候、次のたよりにかつぶし、しやけ、茶など御送り可申候

- (1) 佐藤様 順天堂医院長 佐藤進のこと。
 (2) 久宮 明治天皇の第5皇女静子内親王。明治19年2月10日御生誕。20年4月4日薨去。
 (3) 平田東助 明治・大正期の官僚政治家。羽前国米沢に生まれる。農商務、内務、内大臣歴任。伯爵。（1849-1925）。妻は品川弥二郎の養女タツ。
 (4) 秀男 池田謙齋・てる子の長男。この当時ドイツ留学中。（明治18年より32年まで）
 (5) 品川様 品川弥二郎。幕末・明治期の政治家。長州萩藩に生まれる。明治18年より20年まで駐独公使を勤める。内務大臣。子爵。（1843-1900）
 (6) いく 池田謙齋の妻 幾。明治20年4月26日病没。享年28。本文の病人は幾で、その妹きねがつき添い熱海療養中と思われる。
 (7) きね 幾の妹甲子。後に謙齋の妻。

4 明治21年11月10日 (3357)

宮⁽¹⁾御容だい不宣、今夜ハ帰宅いたし兼候、古谷⁽²⁾え病人たのむと御申付被下度候

十一月十日夜 あき宮御詰 謙齋

おきねどの

尚々今夜わた入二枚、羽織、袴、帯、たび、かみまきたばこ右御遣し可被成候

- (1) 宮 昭宮。明治天皇第3王子 あきみや 猷仁親王。 みちひと

明治20年8月22日御生誕。明治21年11月12日薨去。

(2) 古谷 池田謙齋の門人。

5 明治32年3月4日 (3261)

余寒未退候処、益御壯栄被為成御奉務候半と奉賀候、次ニ拙生無異送光罷在候間、乍憚御省慮被下度候、陳ハ秀男義受験未済ニ候ハ、来ル四月中ニハ必ズ受験いたし候様嚴重御督責被下度偏ニ奉願上候、今回卒業試験すみ、用有婦国旅立事トシテ別紙為替券ヲ□□式千馬僮⁽¹⁾差上候間、乍御手数御受取被下度候、右金子ハ森島君之通知なくハ秀男へ御渡被下間敷候、決て□□□□□□仕候、右之趣ハ森島君迄御依頼仕置候ニ付、此段御含置被下度候、且今回之金子も必ず森島之通知ナクシテ御渡被下間敷候、本人御呼被成可申上、篤と御申聞被下度、不顧御煩勞御依頼申上候、尤森島君え秀男ハ夏前同様御依頼仕置候ニ付、此段御承知被下度候、本邦今期当議會之御景勢ハ定めし疾ク々々御承知ニ候半、地租増徴案并ニ通過も、歳出慎議案等もへの字形ニ通過いたし、山縣内閣御手際之事と奉存候

○隣邦支那政府ハ実ニ難治之大病人、可憐苦境ニ陥り申候、乍末奥方様えよろしく御伝声被下度妻より入書申出候、右願用而已、謹具

三十二年三月四日

謙齋

井上勝之助殿⁽²⁾

(1) 馬僮 ドイツ貨幣単位マルク。

(2) 井上勝之助 明治期の外交官。井上馨の兄井上五郎三郎の次男で、井上馨の養嗣子。文久1年7月生。明治31年1月よりドイツ特命全權公使(ベルギー公使兼任)を勤める。(1861-1929)

(注) 手紙の下書き。所々に加筆削除あり。

6 大正4年11月26日 (555)

(封筒表) 相州鎌倉町字長谷新宿九二

池田秀男殿 御答

(封筒裏) 十一月廿六日

東京府神田区駿河台北甲賀町九番地 池田謙齋

(消印 四・十一・二六)

一昨廿四日之郵便大森別邸より転送し来り致落手候、時下弥御勇健之由大慶之至ニ存候、扱拙者も今回之大礼⁽¹⁾ニ参列無事ニ終了、去ル廿二日帰京いたし候間御安意被下度候、扱又西京旅宿えお房⁽²⁾より御文々被下落手候段よろしく御伝声被下度候、不在中安部⁽³⁾も朝鮮より帰京、其後北海道え旅行いたし候よしニ候

○来月一日より廣之⁽⁴⁾事一年志願兵ニテ、府下荏原郡世田ヶ谷村近衛野戦砲兵第一連隊え入営いたし候事ニ相成候、未タ中隊ハ未定之由ニ候

一、祖母⁽⁵⁾之神経痛ハ不在中両足え転し、大ニ苦痛之様なれども、皮膚之知覚過敏のみなる故危険ハ有之間敷と存候、何分永々之神経痛頑固ニして、種々之薬試用いたしたるも奏功無之、何か良方ハ無之哉、サル夏ニハ難堪故、サルチール酸ビスミット、フェナセチン、アンチピーリン、アスピリン(稍功アルモ多量ニハ難堪候)、外用ニハ電機入浴殊ニラヂウム浴ヲ用ひ被居候、今回大礼参列済次第、大分県別府温泉え入浴療養いたし候考之処、追々寒天ニ向ひ、老衰之上起居も自由ならず、且老母之神経痛も軽快ニ不趣故帰京いたし候事ニ御座候、右御答旁早々擱筆

大正四年十一月廿六日

謙齋

秀男殿

(1) 今回の大礼 大正4年11月10日京都紫宸殿にて大正天皇即位の大礼を行う。

(2) お房 池田秀男の妻房子。男爵 沖守固^{もりかた}の長女。(1881-1937)

(3) 安倍^{あんべ} 安倍信明池田謙齋の次男次郎。大正2年子爵 旧三河半原藩主家安倍信順^{あんべのぶまさ}の養嗣子となり、安倍信明と称す。(1878-1946)

(4) 廣之^{ひろゆき} 池田廣之。池田謙齋の6男。(1894-1965)

(5) 祖母 池田久子。池田多仲(玄仲)の妻。薩摩藩士左近 允^{きこんのじょう}四郎左右衛門の長女。池田謙齋養母。昭和5年1月6日没。享年102。(1829-1930)

7 明治 年12月9日 (1662)

箱根御出先の端書并御書状致落手候、拙者事兩三日來本邸へ参り滞在いたし居候、然ハ老母神經病ハ依然たれども二、三日來兩足の甲に水腫ヲ生じ申候、脈ハ比較的ニ力あれとも悪徵にて全快いたしがたく事と被存候ニ付、親戚えハ為知状差出し置候、頓首

十二月九日

謙齋

秀男殿

8 大正4年12月30日 (556)

(封筒表) 神奈川県鎌倉町長谷新宿九二

池田秀男殿 御答

(封筒裏) 十二月三十日

東京府荏原郡新井村大字新井宿

字山王二千六百五十番地別邸 池田謙齋廿九日之御書状落手、御多用之為め一時ハ健康を損じ被成候処、昨今ハ御恢復之由大慶之至リニ存候、扱井上侯御永眠後、沖家之跡始抹全ク独りニテ御担当被成候由、御痛心御察し申上候、幸ニ扇ヶ谷地所五分ノ二岩崎小弥太殿え七万円にて売却之契約出来、右金御受取ニ相成候由御安意之事と存候、右にて借財之残高ハ何程ニ有之候哉、御序之節承り度候、老母神經痛ハ殆と特效薬を試用尽したれども全治不治ニ付、一昨廿八日ヨリ大井町海辺ニ、四九九番地福住と申砂風呂え転地被成候、右之宿ハ拙者別邸之近傍にて、且右之本家ハ出入之看やニ有之、至て都合よろしく候、付添人ハ下女老人、看護婦一人ニ候、転地之夜(廿八日の夜)疼痛之発作無之、昨廿九日夜も同様疼痛発作せざりし由唯今電話にて承り候、今十二月初旬頃より下支ニ水腫を来し候故、強心薬ゲカールンホミヤ丁幾等ヲ内服薬に用ひしたため追々水腫も減少いたし候、乍去高老故疲労甚敷被見受候、祖母之外本別邸一同無異ニ候、拙者腸胃病ハ時々発作いたし候へ共、慢性病故不得止事と覚悟いたし居候、お房へよろしく御伝言被下度候、先ハ御答のみ、頓首

大正四・十二月三十日

大森別邸 謙齋

秀男殿

尚々茶之間并ニ六畳之寢間畳替ハ未タ不被成候

哉、若シ出来候ハ、支払之受取書御送り可被成候、明三十一日ハ本邸へ参り可申候、拜首

9 大正5年1月14日 (557)

(封筒表) 神奈川県下鎌倉町

字長谷新宿九十二番地 池田秀男殿

(封筒裏) 一月十四日

東京府荏原郡新井村大字新井宿

字山王二千六百五十番地別邸 池田謙齋

(消印 五・一・一四)

九日之端書落手いたし候、過日ハ房子、佐知子⁽¹⁾兩人御来訪之節何之風情もなく御氣之毒ニ存候、其後老母も変りなく、御案意被下度候

一、秀一⁽²⁾事本年より中等学校ニ入学いたし候年令と存候、就てハ最早鎌倉にてハ不十分と考察候ニ就てハ、学習院なり東京府第一中学なり任御望可申と存候、就てハ後來之志望(当人ハ中学年ニ至らざれば世上之事解しがたきハ無論の事故、父たるもの決定いたし候ハ普通之事なり、学習院中等科入学之節ハ普通後來之志望ヲ定め、書類にて記入之例ニ有之)何とか御定め被成候必用(欠)六畳之寢間畳替、座敷之修繕之仕払書御送付可被成候、時節柄御保養專一ニ存候、先ハ要用のみ、頓首

大正五・一月十四日

大森別邸 謙齋

秀男殿

(1) 佐知子 池田秀男・房子の長女。

(2) 秀一 池田秀男・房子の長男。(1903-1957)

10 明治 年5月24日 (558)

拜啓、益御多祥奉恐賀候、陳は明廿五日晚餐差上度候へハ午後四字より御夫婦様御光車被下度御待申上候、早々拜具

五月廿四日

池田謙齋

緒方洪哉様⁽¹⁾

(1) 緒方洪哉 緒方洪庵次男 緒方惟準。陸軍軍医学校校長等歴任し、陸軍軍医制度に貢献した。軍医監。(1843-1909)

11 明治 年12月26日 (1664)
 月迫御多用奉察上候、陳ハ本日乙酉会⁽¹⁾参席可仕
 と存居候処、今朝来強ク風邪何分外出いたし兼候
 間、何分可然御取計被下度候、且会計ハ何程ニ候
 歟、御取替置奉願候、不具
 十二月廿六日 池田
 長与殿

(1) 乙酉会^{いつゆうかい} 明治18年に在京有力医師が集まっ
 た任意の会。

12 明治 年11月2日 (3260)
 はなふきわすれ困入候間、向のものに御しつねん
 なく御もたせ被下度候、以上
 十一月二日 謙斎
 おいくどの

13 明治 年3月6日 (3655)
 今日ハきうに御用ありて青山御所えとまり候ニ
 付、明日此節ハ又はやひるたべさせ后に青山御所
 え御遣しの事、じくの人えも右之おもむき御通じ
 有之たく候、以上
 三月六日 青山御所にて 謙斎

14 明治 年1月13日 (3656)
 ほうそふの御たね、むらさきのふくさにつゝみを
 き候品、此ノものえ御渡し有之度候也
 一月十三日 謙斎

15 明治 年3月21日 (3261)
 (端裏書) 池田調合所 至急
 大久保内務卿殿出先 謙斎
 牧野様御水薬ハキナ浸中稀塩酸ヲ加差上候様四五
 日前加減いたし置候、今朝前ニ方之キナ浸中重曹
 ヲ加ひ差上候、甚不都合之事ニ候ヘハ
 キナ浸 三オンス
 稀塩酸 半ドラクマ
 ニいたし至急調劑可被成候、一昨日付日付ヲ以て
 薬取ニ差出候節、処方箋処剤録ニ写し取不申候
 哉、御注意可被成候
 三月廿一日 謙斎

池田調合所

16 明治 年10月9日 (3650)
 有栖川三品宮⁽¹⁾御方
 一、御水薬御処方
 一、ビスミット二十グレイン 三〇之分は一日之
 量也、各二分
 十月九日 池田謙斎

(1) 有栖川三品宮^{ありすがわさんぼんみや} 有栖川熾仁親王^{たるひと}の第4男
 子 威仁親王^{たけひと}。海軍大将。没後元帥位遺贈。
 (1862-1913)

17 明治 年 月 日 (559)
 医学之義ハ諸学ニ関涉シテ其区域度大ナルガユヘ
 ニ、従来之補助金ヲ以て須要之諸学科ヲ尽ク全備
 シガタク、仮令速カニ之レヲ全備スルモ亦、生徒
 ノ学業進歩セザレバ尽ク之レヲ修学セシムル能ハ
 ズ、故ニ維新以来生徒ノ学業進歩スルニ從ツテ
 漸々必需ノ学科ヲ増置シ、終ニ去ル十一年ヨリ全
 科ヲ卒業シテ学位称号ヲ授与セシモノ若干名、実
 ニ本邦医学ノ進歩ヲ徴スルニ足ル、然リト雖トモ
 未タ有用必需ノ学科ノ欠如スルナキ能ハズ、其最
 モナル者ハ衛生学・斷訟医学⁽¹⁾・病体解剖学是
 レナリ、就中衛生・斷訟二科ノゴトキハ医学全科
 卒業ノ者ニアラザレバ此専門科ヲ修ムル能ハズ、
 蓋シ尋常診脈処方技術ヲ便スルノ徒ニハ必需ノ学
 科ニハ無之、然リト雖トモ殊ニ衛生学ノ如キハ病
 原ヲ未然ニ防ギ各人終身天賦ノ健康ヲ保ツノ幸福
 ヲ得セシムルのみナラズ、社会一世体格ノ發育ニ
 モ大ナル関係ヲ有スル者ニシテ、実ニ医学ノ社会
 ニ□益アルハ此学ニアリト云フモ極言ニアラサル
 ナリ、□医学ノ欠クベカラザルハ弁解ヲ待タズ、
 蓋シ此二科ハ病体解剖等ニ熟セザレバ修ムル能ハ
 ズ、而シテ病体解剖学ノ如キハ普通ノ医学ニモ必
 需ノモノナルユエ、已ニ先年来其学科ハ設置スト
 雖共、費用ノ不給ヨリ甚タ不十全ニ有之候、由ツ
 テ今一ヶ年度二万円許ノ補助金御増額ニ相成候
 ハ、前件之学科増置、医学全科卒業ノ生徒ヲ就学
 セシメバ裨益不少義ト存候

- (1) 断^{だんしょう}訟医学 断には争うの意味あり、訴訟医学、即ち現在の法医学のことと思われる。
 (注) 池田謙齋が文部省へ提出の予算増額申請書の下書きか、加筆削除部分あり。

18 明治 年 月 日 (3653)

昨年諸君ノ協挙ニ由ツテ、生、神田支部会長之職ヲ辱フスル爰ニ一年、然レトモ殊ニ当春来公務ノ□□繁劇ナル□ニ由ツテ前回ニモ終ニ会場ニ出席スルヲ得ズ、止ムヲ得ズ副会長樫村君ニ依頼シテ聊其責ヲ免カル、ヲ得タリ、故ニ今日御出席ノ諸君之中ニモ未ダ罄咳ヲ接スル之榮ヲ得ザラン人モアラン、故ニ諸君ノ中ニハ当年ノ会長ハ実ニ懶怠會長ナリ、少シモ会員ノ痛痒ヲ関セザルガ如シ、神田支部長ハ名アツテ実ナシトノ譏リハ敢テ辞スルヲ得ズ、亦務メテ弁解シテ其譏リヲ免ヌカル、ヲ欲^マゼサルナリ、其故如何トナレバ当年実ニ公務繁劇ニテシテ、二月八日ヨリ七月下旬ニ至ルマデー日二回ハ赤坂青山御宮ニキデザルヲ得(欠)、其間(欠)ウル人ハ少ナルベシト信ス、則榮誉ヲ重ンズル医業ニ従事シテ一家ノ世評ヲ立ツルハ実ニ容易ノ事業ニアラズ、尚且ツ我が医学ハ実ニ日新ノ学ニシテ少シク学問ニ怠ルトキハ、忽チ己レノ学術、已ニ陳腐ニ属セザルヲ得ズ、其名上ガルヲ欲セバ終身孜々トシテ身ヲ学事ニ委ヌ

ルモ日尚足ラズ、然レトモ業已ニ一家ノ生計ヲ負擔シ、父母妻子ヲ養ハザルヲ得ズ、実ニ豈多事ナリト云フベシ、西哲曰ク、時ハ即チ黄金ナリ、実ニ然リ、□□ニスレバ斯ク金玉ノ如キ時間ヲ不急ノ集会シテ徒費スルハ余ノ欲セザル所ニシテ、亦会員諸君ニモ望マザル所ナリ、若シ止ムヲ得ザル重要ノ議事アリテ会員諸君ノ討議ヲ経ザルヲ得ザル場合ヲ除クノ外ハ、集会ヲ会員諸君ニ望マザルハ余ノ持論ニシ(欠)怠慢ヲ以テ(欠)ノ同(欠)カ不急ノ(欠)□ハ金玉視スル(欠)余ガ金玉視スル時間ヲ或ハ□座セザル人モアラン、俚諺ニ曰ク、好キヨリ物ノ上手ナルハナシト、人各有所好、其人好ム所ノ者ハ必ズ難ク所弁スルトノ云ナリト、余ガ如キハ実ハ集会ヲ好マザルナリ、故ニ(欠)(以下多数書き直しがあり解読不能)

(注) 池田謙齋の医師会神田支部長辞任演説の下書きか。

[主要参考文献]

- 朝日新聞社編『朝日日本歴史人物事典』朝日新聞社 1994年11月30日発行
 池田文書研究会編『東大医学部初代総理池田謙齋』上・下巻 思文閣出版 2007年2月25日発行
 霞会館諸家資料調査委員会編『昭和修華族家系大成』上・下巻 吉川弘文館 1984年4月10日発行